

●香川県告示第104号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、瀬居加入区及び櫃石加入区について、平成19年香川県告示第95号による保険に付すべき義務は、平成23年3月12日限り消滅したので、告示する。

平成23年3月15日

香川県知事 浜 田 恵 造